

主権者を育成する中学校社会科公民的分野の授業開発

— 単元「「緊急事態条項」とは、どのようなことを想定しているのだろうか?」—

内藤 圭太
社会科

要 約

本研究では、学校教育における主権者教育の課題から、社会科教育が担う役割を明らかにし、「批判的制度学習」による公民的分野の単元を開発した。そして、授業実践を通して、その有効性を検証した。授業実践においては、「自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成」するため、日本国憲法改正の議論を取り上げられている「緊急事態条項」を現実社会の諸問題として考察し、公正に判断させた。

キーワード　主権者教育　資質・能力　民主主義　人間の尊重　日本国憲法　緊急事態条項

I 問題の所在

本研究の目的は、社会科教育において主権者を育成するための単元・授業開発を行い、さらにその有効性を授業実践を通して検証することである。

2015（平成27）年6月に、公職選挙法の一部を改正する法律が成立・公布された（平成28年6月19日施行）。これにより、公職の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられることになった。また、2022（令和4）年4月1日に、民法が改正され、日本での成年年齢は18歳となった。これを踏まえ、文部科学省では、主権者教育の目的を、「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担える力を、発達の段階に応じて身に付けさせること」とした^(注1)。しかし、社会科教育において主権者育成を行う上で問題は、次のようなものがあると考える。

第一に、中学校社会科が担うべき役割を再考することである。中教審の答申では、「主権者教育で育成を目指す資質・能力」が挙げられた^(注2)。また、これらの力を教科横断的な視点で育むことができるよう、関係する教科等における指導内容の充実を図る旨の指摘がなされた。例えば、社会科において、

「模擬選挙、模擬裁判等の実践的活動の推進」が例として示されているが、学校で実施される選挙では、投票をしない選択肢が与えられることはほぼなく、「現代社会に見られる課題」である低投票率による問題点を考える契機にはならない。そのため、社会科においては、こうした課題を解決し、よりよい社会を実現するため、制度を学ぶ学習から、制度を批判的に捉える学習に転換する必要があると考える。

第二に、これまでの主権者教育が抱えてきた「政治的中立」という課題である。特に、社会科においては、日本国憲法に関する学習において顕著であり、憲法改正など、特定の政党の政策に関係する項目は政治的中立の課題を背景に、避けられてきた傾向があると考えている。その結果、憲法学習では、「私有地に道路が建設される場合、拒否できるのか？」を考えさせたり、「芸能人のプライバシーの権利と、週刊誌の表現の自由の対立」を議論させたりする授業は数多く実践してきたが、いずれも考察を通して、憲法や人権保障に対する理解が深まるることはあっても、「国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力」の育成につながっているとは言えない。

以上のことから、本研究では、主権者教育における中学校社会科が担う役割を明らかにすること、「政治的中立」の課題を踏まえ、憲法改正を含んだ単元を開発し、主権者を育成する機会を保障したい。

II 主権者教育における社会科教育の役割

1 本校における主権者教育

筆者は以前、学校教育における主権者育成の課題として、下記の2点を挙げた^(注3)。

- ① 民主主義、とくに投票行動のあり方を批判的に学ぶ機会が少ない点。
- ② 生徒に将来の投票行動につながるような指導が徹底できていない点。

本年度、筆者は、本校の選挙管理委員会の顧問を務めた。4月と9月に行われる生徒会選挙においては、文京区選挙管理委員会の協力を得て、実際の選挙で使用している投票箱や記載台を借用したり、生徒に投票所を再現させたりして選挙を実施した。

また、昨年度に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等の理由で、選挙当日に早退しなければならなかつた生徒たちが、午後に実施した投票に参加できなかつた、ということを背景に、選挙管理委員会の生徒たちは、本年度「期日前投票」を試行し、次年度に向けて、生徒会会則を改訂した。ここに至るまでには、不登校や長期欠席、当日の体調不良などの生徒たちも当日に投票できる「不在者投票」を導入することも同時並行で進めていた。生徒たちと公職選挙法を調べて、期日前投票と不在者投票の制度上の違い、実際の運用などを明らかにすると、生徒たちは、秘密選挙の原則をいかに守るか、という新たな課題が存在することに気付いた。例えば、家庭にいる生徒が、本校がG I G Aスクールにおいて導入しているロイロノートを用いて、投票したい候補者を担任等に送信し、担任等が投票用紙を代筆して投票箱に入れる、またはオンライン投票の枠をつくる、などの案が出たが、いずれも投票者自身以外に最低一人は、どの候補者に投票したかを知られることになってしまう。投票機会の保障よりも秘密選挙の厳守を優先し、不在者投票は生徒会会則に載せるには至らなかつたが、感染症による行動制限などで期日前投票でも投票できない生徒に対しては、あらかじめ投票用紙を家庭に郵送、または保護者が来

校して投票用紙を受け取り、投票日当日までに本校に必着で郵送することで、不在者投票を可能にした。

しかし、生徒会選挙後の10月、社会科において障害のある人の選挙権の保障に関する授業実践^(注4)を行った際、筆者も含め生徒たちは、日本の選挙制度において、必ずしも秘密選挙が守られていない場合があることを知ることになった。例えば、視覚障害のある人は、投票の際、介助者が候補者の名前を投票会場で読み上げて投票する。読み上げと同時に投票用紙を記入すれば、誰に投票したかが分かつてしまふことを不安に思っていることが当事者自身によって語られた。また、ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の方をゲストティーチャーに招いての授業においては、「私の合図（目で文字盤を指す）は介助者でなくては読みとれません。係の人が、候補者が記載された用紙を私に見せながら1人ずつ名前を出して介助者に合図を確認していくって投票が確定していきます。」ということが語られた。そして、ALS患者たちが裁判で勝ち取った「代筆による郵便投票」が2003年7月から認められていることが分かった。

ALS患者の方の「投票所に行けるかどうかではなくて、国民として主権があるかどうかということなのです。」という言葉から、生徒たちは現在の民主主義や投票行動のあり方を批判的に学ぶ機会になったと考える。また、自らの権利を改めて考える指導が、将来の投票行動につながつたと考えている。

2 批判的制度学習による社会科授業の開発

学校教育において、主権者としての資質・能力が育成される場面は前述のように多く存在する。しかし、予定調和的なものではなく、意図的・計画的な実践によって得られるようにすることが必要である。特に、社会科教育ではどのような「現代社会に見られる課題」を取り上げていけばよいのだろうか。

池野範男らは公民的分野の選挙制度を事例に、「概念的な分析枠組みにもとづく批判的制度学習」を示している^(注5)。池野らの研究では、分析枠組みは、社会科学研究から概念的な分析枠組を抽出するもの

であるとされる。さらに、概念的な分析枠組みを生徒が習得し、それを批判的に使用することができるよう授業を組織することが提案されている^{注6)}。池野らの研究の開発単元は、選挙制度に関するものであったが、民主主義を実現するためのあらゆる制度の学習に応用できる^{注7)}とある。また、この研究は開発単元の提案にとどまっているため、本研究では他の制度に関する授業開発に応用して検証したい。

そこで、本研究では、憲法改正の議論における「緊急事態条項」に関する学習を取り入れた単元開発を行うことにした。「緊急事態条項」とは、大規模な災害やテロなどの非常事態が発生したときに、政府の権限を一時的に強めたり、国會議員の任期を延長したりする規定ことである。「緊急事態条項」をめぐる議論の中には、政府に権限が集中することによって、人権が制限されるのではないか、という考えがある。一方、外交・防衛上の緊急事態においては、人命を守ることが「公共の福祉」であるため、人権の制限によって迅速に対応することが必要である、という考え方もある。また、大規模な災害時における対応は、すでに法制度が整っており、憲法改正をしなくとも、現在の制度の中で政府と国会が動き、国民をいち早く救済することが可能ではないか、という考え方もある。個人の権利を尊重しながらも国家の危機に対応する、という非常に難しい判断を伴う事象ではあるが、主権者教育で育成をめざす資質・能力で示される「現実社会の諸課題」になると考える。

III 単元「「緊急事態条項」とは、どのようなことを想定しているのだろうか？」の開発

1 「緊急事態条項」から考える主権者教育

次頁以下に、「人間の尊重と日本国憲法」の単元計画を示す。本研究において開発した単元「「緊急事態条項」とは、どのようなことを想定しているのだろうか？」は、第四次にあたる。本単元では、「「緊急事態条項」とは、どのようなことを想定しているのだろうか？」という問い合わせ現代社会に見ら

れる課題として設定し、国家における緊急時とは何かを調べたり、各政党の「緊急事態条項」に関する見解の違いを比較したりして、自分の判断をもつこと、それを他者に伝えることを通して、国家・社会のあり方を、主体性をもって考えさせる活動を行う。

2 実践概要

本単元では、図のような理解段階を設定し、批判的制度学習として展開した。第一段階は、「緊急事態条項」について、調査し、説明・論述ができることがある。例えば、各政党の主張など、複数の立場から示された資料から、「緊急事態条項」に賛成する立場、反対する立場を整理し、示せるようにさせる。第二段階は、「緊急事態条項」の問題の背景にある憲法の規定に理解が及んでいることである。例えば、人権の制限、政府が地方自治体の長に指示をする、などの妥当性を現在の憲法から判断させる。第三段階は、「緊急事態条項」を実施した場合、実施しない場合、どのような国家・社会になるかを考え、選択・判断できることである。例えば、「①人権を制限しても緊急時に応じることが人権保障であるが権力の乱用につながること」、「②「緊急事態条項」を憲法改正ではなく、法律として制定することでも対応できるが、承認に時間がかかるため、対応に遅れが生じること」という理解を通して、制度の背景にある民主主義観を取り出し、望ましい制度と社会のあり方を、批判的に考えさせる。

3 実践結果

本単元における4人班による活動の発表内容を整理したものを、表に示す。問題そのものの理解、問題の背景の理解、さらに2班、3班のように、一部の生徒ではあるが、問題により想定される国家・社会像を含んだ理解にまで達している班もあった。

そこで、①人権の制限、②権力の濫用、③発動条件が曖昧である、に課題意識を集約し、これらの課題を現実社会の諸問題として捉えさせ、どのように克服できるかを考えさせ、本単元をまとめさせた。

(1) 単元名 C (1) 「人間の尊重と日本国憲法」

(2) 指導と評価の展開 (16 時間)

○ 「評定に用いる評価」 ● 「学習改善につなげる評価」

次	ねらい・学習活動等	評価の観点		評価規準（評価方法）
		知	思	
単元の導入 1時間	【ねらい】単元を貫く学習問題「日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきなのだろうか。」について、疑問を出し合うなど対話的な活動を通して、学習問題に対する答えを予想するなど、課題解決への見通しを立てさせる。 ◇グループでの対話的な学習で、単元を貫くテーマに疑問を挙げながら、学習問題を設定するとともに、解決への見通しを立てる。 問「人権と憲法にはどのような関係があるのだろうか？」について疑問はないだろうか。			●効率と公正、個人の尊重と法の支配などに着目して、学習課題を把握し、課題に対する解を予想したり、解決すべき疑問を挙げたりするなど、解決への見通しを立てているか、確認する。 (ワークシート)
第一次 5時間	【第一次のねらい】日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていること、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について、多面的・多角的に考察する活動を通して、政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義を理解させる。 【第一次の課題】「なぜ、法(憲法)に基づいて政治が行われることが大切なだろうか。」 ◇民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上を目指し、「法に基づく政治」が民主政治の原理となっていることを理解する。	○	●	(ワークシート、定期テスト)
第二次 5時間	【第二次のねらい】基本的人権の理念が、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され得る普遍的な内容をもっていることを、多面的・多角的に考察する活動を通して、日本国憲法が国の政治や人々の社会的生活を具体的に律する有効な指針となることを、理解させる。 【第二次の課題】「人間の尊重とはどういうことか、それはどのような方法で実現できるのか？」 ◇日常の具体的な事例を取り上げ、基本的人権に関連させて扱い、権利相互の関係や人権をめぐる諸課題について、歴史的背景を踏まえて理解する。	○	●	(ワークシート、定期テスト)
第三次 2時間	【第三次のねらい】日本国憲法には、直接的に規定されていない権利について、多面的・多角的に考察する活動を通して、現在の日本国憲法において、人権保障が十分にできているのかについて自らの考えをもたせる。 【第三次の課題】「新しい人権をめぐる問題は、現在の日本国憲法で解決できるのだろうか。」 ◇「新しい人権」と呼ばれる人権がどのように求められるようになった背景や、現代社会に見られる諸課題を扱い、憲法に直接的に規定されていない権利を、現在の日本国憲法で解決できるかについて考える。	○	●	(ワークシート、定期テスト)
第四次 2時間	【第四次のねらい】現在の日本国憲法には、規定されていない「緊急事態条項」について、この制度がどこまで人権制限をすることができるのかを多面的・多角的に考察する活動を通して、現在の日本国憲法のあり方について、主権者の自覚をもって自らの考えを構築させる。 【第四次の課題】「「緊急事態条項」とは、どのようなことを想定しているのだろうか？」 ◇憲法改正議論の中にある「緊急事態条項」について、この制度が実施された場合の社会の様子と、実施されない場合の社会の様子を考えることを通して、人権保障や民主主義の本質を問い合わせる。	○	○	● (ワークシート、定期テスト)

【「単元のまとめ」のねらい】第一次から第四次で学習したことを生かし、日本国憲法が保障する権利を守るために、国民が果たすべき役割についてグループで協働して考察させる。その上で、国民生活と安定と福祉の向上に向けた課題の解決策と自分自身の社会参画の視点を個人でまとめさせる。

【単元を貫く学習問題】日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきなのだろうか。

◇本単元で学んだことなどを生かし、よりよい社会を築くことに向けて必要なことをグループで見いだし、発表する。

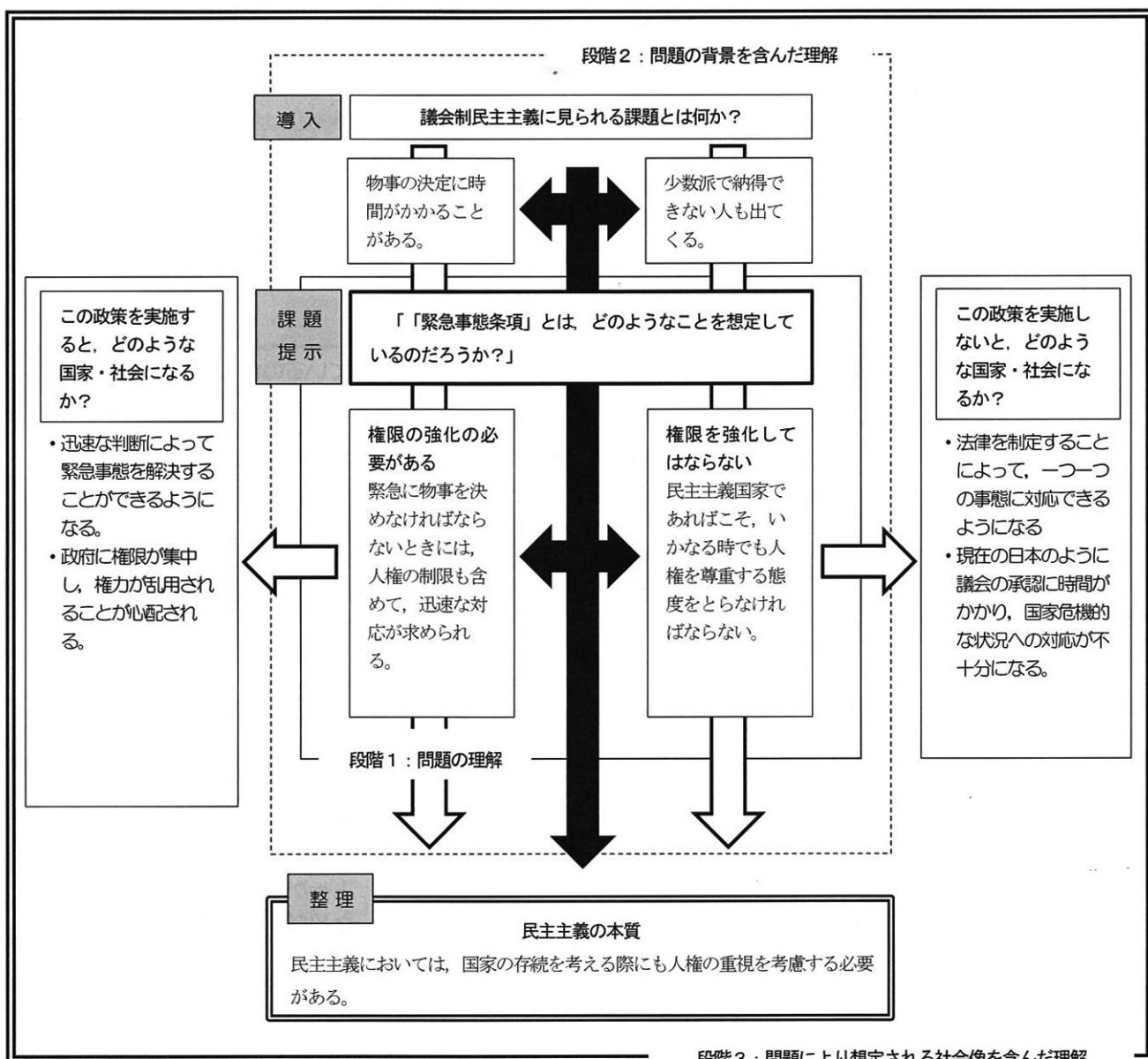
問 【単元を貫く課題】「日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきなのだろうか。」

- ○ ○効率と公正、個人の尊重と法の支配などに着目して、主権者として国民が果たす役割について多面的・多角的に考察している。(ワークシート)
- 単元の導入に立てた見通しを踏まえて学習を振り返り、次の学習や生活に生かすことを見いだしている。(ワークシート)

(3) 第四次のねらい

- ① 現代の日本における人権と民主主義の特色を、緊急事態条項を通して多面的・多角的に考察し、その思考を深め、自分の考えを他者に伝える。
- ② 現代社会を生きる一員としての視点から、民主主義の本質を、次の図のような思考過程において理解する。

図 本時における思考の構図（生徒に働きかせたい見方・考え方）



(4) 第四次の到達目標

①知識・技能

緊急事態条項に賛成する立場と、反対する立場の論点を、資料から整理し、それぞれの立場の背景にある人権保障、民主主義観を理解している。

②思考・判断・表現

緊急事態条項が生み出す社会の実態を踏まえ、国家の緊急時に国民の人権が制限されることが、どこまで認められるのかを多面的・多角的に考察し、表現している。

③主体的に学習に取り組む態度

緊急事態条項に関する問題を通して、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとしている。

(5) 第四次の展開

① (14／16 時間目)

過程	・学習内容 ○発問	予想される生徒の反応	・指導上の留意点 ★動かせる見方・考え方 観点評価の観点（評価方法）
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の課題を把握する。 ○参議院選挙 2022 の結果を振り返る。 ○改憲勢力 3 分の 2 とはどのようなことか？ ○選挙の主な争点は何だったか？ ○憲法改正議論では、どのような論点が挙げられたか？ ○それでは、「緊急事態条項」とは、どのようなものだろうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙区、全国比例代表の当選者、政党名が挙がる。 ・憲法改正に前向きな政党が発議に必要な 3 分の 2 の議席を獲得したこと。 ① 外交・安全保障 ② 憲法（改正） ③ 経済・財政 ・憲法第 9 条に自衛隊を明記するか、緊急事態条項を入れるか。 ・答えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既習事項を思い出させるよう指導する。 ・憲法第 9 条に関しては、第 1 次で学習したことを振り返る。
第四次の課題 「緊急事態条項」とは、どのようなことを想定しているのだろうか？			
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態とはどのようなことだろうか？ ・4 人班で調べ、その結果をまとめれる。 ・ロイロノートを使って提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予想する。他国からの侵略、テロ、地震、感染症 ・話し合い、ロイロノートにまとめる。 ・緊急事態条項があることによって、迅速な対応が可能になる。 ・緊急事態条項によって、人権が制限されることがある。 ・シンキングツールの「座標軸」を用い、賛成する意見は緑、反対する意見は（赤）のカードに記入し、他者に分かりやすいようにまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの生活経験から考えるように促す。 ・URL には、反対する意見が上位に多いため、賛成する意見も併せてみるように促す。 【想】仲間との関わりの中で、緊急条項がどこまで人々の人権を制限しているかについて、多面的・多角的に考察し、自分の考えや意見を提案することができている。（話し合いの様子の観察） ★「効率と公正」「個人の尊重と法の支配」の見方・考え方を動かせ、緊急事態条項が、国家を守るために、人々の人権を制限するものであるなどに気付かせる。
まとめ	・次回の学習で班の意見を発表することを伝える。		

② (15／16 時間目)

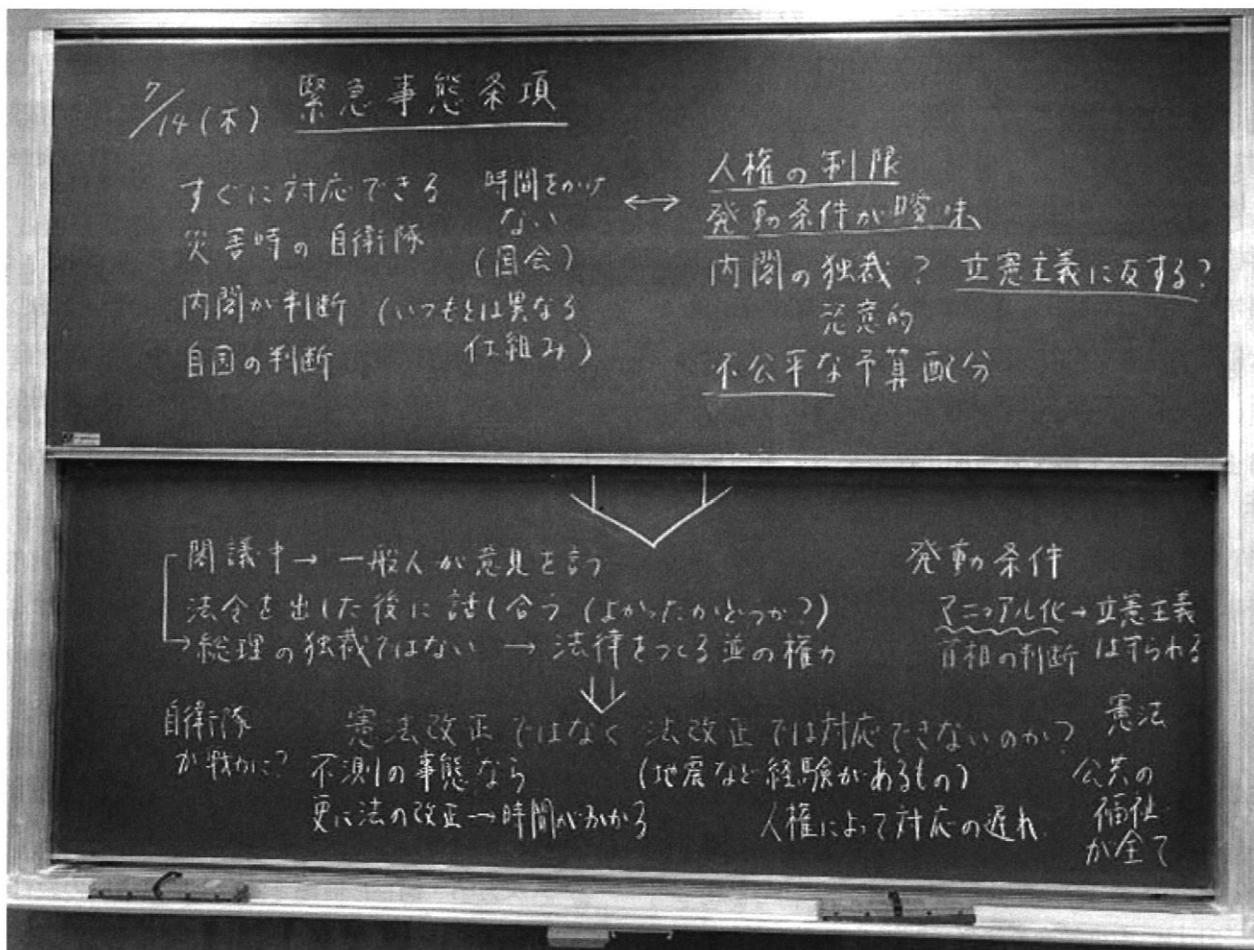
過程	・学習内容 ○発問	予想される生徒の反応	・指導上の留意点 ★動かせる見方・考え方 観点評価の観点（評価方法）
導入	・前時の授業の内容を振り返る。 ○各班から提出されたロイロノートのカードを共有してみよう。	・班の意見を形成するまでの過程を振り返る。 ・共有画面をみて、他の班の考えをみる。	・本時のねらいが、前時の学習を深めることであることを捉えざる。
展開	○教師から指名された班の代表からの発表を聞く ・論点整理をし、深い考察を促す。 ○ここまで発表で、①人権の制限、②権力の濫用、③発動条件が曖昧、などの課題が出てきたが、この課題をどのように克服する必要があるか考えよう。 ・話し合いの結果を発表する。 ○憲法改正ではなく、法律の制定によって解決することはできないのだろうか？	・対応が早くなるという面がある一方、人権が制限される、発動条件が曖昧である、という課題がある。 ・速やかな対処が可能となる一方、権力濫用の可能性など立憲主義に反する可能性という課題がある。 ・地方自治体の長に対して、必要な指示が出せる一方、国会の監視がなくなり、不公平な予算配分も考えられる。 ・班で話し合い、意見交換をする。 ・発動条件が曖昧、に対しては想定する事態を整理したり、基準を考えたりする必要があるのでないか。 ・緊急事態条項の施行は内閣だが、その前の法を作る段階は国會が行うのだから、監視がないという状況にはならないのではないか。 ・緊急事態の対応は、公共の福祉と言えるのだから人権が制限されることはやむを得ないのでないか。しかし、期限は設けなければならない。 ・代表生徒が挙手し、発表する。 ・憲法を改正しなくとも、憲法の条文の解釈によって法律は作れるのではないか。 ・法律の改正による対応では、有事の際の判断が憲法と矛盾を起こすことになってしまうのではないか。	・予め提出されたカードをみて、論点整理ができる順番で指名する。 ・論点整理を黒板に示し、理解できるようにする。 ・緊急事態条項の課題を共有し、それを解決する社会のあり方について考えることができるように整理する。 【想】 仲間との関わりの中で、緊急条項がどこまで人々の人権を制限しているかについて、多面的・多角的に考察し、自分の考えや意見を提案することができている。（話し合いの様子の観察） ・さらに深めることができるよう、教師から問い合わせる。
まとめ	・次の学習に向けた課題意識をもち、発表する。	・政府は、どのような手続きで決定をしているのだろうか。 ・国会はどのように法律を制定するのだろうか。 ・憲法改正について、各党はどのように考えているのだろう。	【想】 これまでの学習を踏まえて、課題の解決に必要な学習内容を挙げたりするなど、政治の単元に向けての見通しを立てることができているか、評価する。（ワークシート）

表 4人班による活動の発表内容（生徒のロイロノートから筆者作成）

班	賛成する立場	反対する立場
1	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で宣言を発令できる。 ・大規模自然災害の発生や外国からの武力攻撃、テロ・内乱、感染症のまん延等によって、国家が危機にさらされた時、速やかに危機を克服し、国民の生命と財産を守るために、平時とは異なる仕組み（政府権限の一時的な強化等）をあらかじめ定めておくものである。 ・予算に関係なく政策ができる。 ・地方自治体の長に対して必要な指示を出せる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間でできることによって、人権などの配慮が薄い。 ・国会の監視がない中、不公平に復興予算を要求できる。 ・首相の意に沿わない指示を出す可能性がある。 ・権力が集中しすぎる。
2	<p>緊急事態の定義</p> <p>→大規模な災害や事故</p> <p>→他国からの攻撃</p> <p>→テロや墜石、感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態が起きた時に迅速に危機を克服し、国民の生命と財産を守ることができる。 ・法律を定めてからでは手遅れだ。 ・条件を明記すれば国家権力の濫用と独裁を防ぎ、立憲主義を守る役割もある。 ・大規模災害時に議員任期が満了する場合に備えている ・内閣が国会の関与なく法律に相当する指示が出せるべきだという意見も多く上がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害などを理由にして、政府が独裁政治（言論や出版物の禁止、反政府勢力を潰す）をすることが可能である。 ・国民の人権が制限される恐れがある。 ・発動条件が明確ではない。 ・憲法ではなく法律で十分なのではないか。 ・災害の対策なら、災害対策基本法で十分だ。 ・立憲主義や三権分立を破壊することになる。 ・失効について明記されていない。
3	<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大災害・テロ・感染症・武力攻撃など不測の事態 ・緊急事態の発令 ・衆議院や参議院の任期の延期 ・経済活動の自由などの一部の人権の制限 ・戦争や地震などの時に落ち着くまでは選挙などはしている暇がないので必要。 ・速やかに状況に即した法律がつくられる。 ・できる限り事態を予想しておいて、緊急事態の際に制定される法は少なくしておくことは必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正で対応できるのではないか。 ・定義が曖昧。 ・緊急事態宣言の発動条件が曖昧で法に委ねられていることと手続きの手間が大幅に楽になるので濫用の恐れがある。 ・内閣の権限が不用意に拡大されている必要最低限で良い。 ・緊急事態条項がなかった時に、緊急事態が起こった時（東日本とか）はどうしていた？
4	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の時に議員任期が満了してしまう場合に任期延長ができる。 →国会のシステムをたもつため。 ・他国と比べるのではなく緊急事態に自国がどんな意思決定をするかが大事だからそこをしっかりすれば良い。 ・緊急事態(戦争・内乱・大災害など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重すべきものなのに、人権を無視してしまう。 →独裁政治になるのでは？ ・内閣が国会の関与なく緊急政令を制定できる。 →恣意的に宣言が出せてしまう。 ・発動条件が曖昧。 →「大規模災害時のみ」などの条件をしっかりとすれば良いのではないか。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時（戦争、テロ、災害）に対応できる。 ・新型コロナウイルス感染症の時に蔓延防止措置などすぐに対応できる。 →国民の命を救う。 ・自由度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣の独裁になってしまうから。 ・国民の人権が保障されなくなるから。 ・緊急事態条項の定義が曖昧であるから。 ・国家権力の濫用になってしまう。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の時に対応が早くなる。 ・人の命を救う。 ・災害時の自衛隊派遣 ・安全 ・時間短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦力になる可能性がある。 ・発動条件が曖昧。 ・人権が制限される場合がある。 ・内閣の独裁になる。権利の制限。 ・国民の意見を聞けない。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・時間をかけず速やかに処理するために必要だ。 ・国会に出していくには、何らかの被害が生じる可能性がある。 ・大きな決断は国会に任せるとして、緊急的な小さな決断は内閣が担うべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣の独裁になる。 ・独断（三権分立の無効）の判断による影響が良いとは限らない。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣が決めるので素早く対応できる。 ・戦争や内乱から自衛隊を使うなどして国民を守れる（国防意識）。 ・災害時にエネルギーを制限できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家権力の濫用と独裁につながる。 ・人権保障がなくなるので戦争が起きた時に徴兵されてしまうかもしれない。 ・憲法に反しまくり。

8	<ul style="list-style-type: none"> ・損失の補償 (自然災害, 戦争→復興支援金等) (感染症→補助金等) ・選挙の際の議員の任期延長 →大規模災害によって選挙が中止になった場合 ・テロ対策 →最も速やかな対処が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勝手に法律（政令）が決められると、それが悪く働く可能性があるから。 ・権限が濫用される可能性がある。 →立憲主義に反している。
---	--	---

資料 本時の板書



IV 開発単元の成果と課題

1 成果

表や資料に示したように、生徒たちが、「緊急事態においてものごとを決めるために、人権保障を優先し、民主的な手続きをとることで、人命救助という究極の人権保障への対応に遅れが生じる」ことに気付いたり、「緊急事態条項を制定しなくとも、現在の憲法にある「公共の福祉」の範囲で対応可能とする法改正」の可能性を追究したりするなど、「緊急事態条項」を通して、制度と社会のあり方を批判的に捉え、自ら国家・社会の形成に関わろうとする態度が見られたことは、成果であると考える。

また、批判的制度学習が憲法の学習においても応用でき、有効性があることを検証できたと考える。

2 課題

第一に、社会科教育において「現代社会に見られる課題」の選択基準や、単元構成原理の検討が不十分である点が挙げられる。特に、生徒自身に課題を把握させる、という点で課題があると考えている。

第二に、本単元は、政治的中立の課題を克服した憲法改正を扱った実践事例を提示したとは言えるが、それを方法論として確立するには至らなかった。

第三に、授業前後の生徒個人の主権者としての変容の分析も不十分であったと言わざるを得ない。

V 結語

本研究では、社会科教育が担う主権者教育の領域を明らかにし、批判的制度学習の理論を用いて、単元開発を行うことができた。今後は、学校教育全体における主権者教育とのつながりを明確にした指導計画の検討・作成、さらには高等学校の「公共」につながるカリキュラム開発・実践が求められる。

付記

本実践は、2022年7月14日（木）に文部科学省学校視察の公開授業として実践し、池田佳隆 文部科学副大臣（当時）、藤原章夫 総合教育政策局長をはじめ、多くの方々にご指導・ご助言をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

注

注1) 文部科学省初等中等教育局教育課程課「主権者に関する教育の充実に向けて」文部科学省『中等教育資料』第1035号、学事出版、2022年8月号、pp.10-11

注2) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成28年12月21日、中央教育審議会、別紙5では、次のように整理されている。
(知識・技能)

- ・現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

(思考力・判断力・表現力)

- ・現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

(学びに向かう力・人間性等)

- ・自立した主体として、よりよい社会の実現を

視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

注3) 拙稿「批判的思考力を身につける社会科授業づくりの視点」坂井俊樹監修・小瑠史朗・鈴木隆弘・國分麻里編『18歳までに育てたい力—社会科で育む「政治的教養」—』学文社、2017年、pp.148

注4) 詳しくは、文部科学省「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」（令和4年度）における本校及び本学の研究を参照されたい。

注5) 池野範男・渡部竜也・竹中伸夫「「国家・社会の形成者」を育成する中学校社会科授業の開発—公民単元「選挙制度から民主主義社会のあり方を考える」—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.91、2004年、pp.1-11

注6) 同上、pp.3-4

注7) 同上、p.10

引用・参考文献

- ・上園悦史・内藤圭太『中学校社会科 単元を貫く「学習評価」とテストづくりアイデア』明治図書、2023年
- ・大友秀明・桐谷正信編『社会を創る市民の教育—協働によるシティズンシップ教育の実践』東信堂、2016年
- ・唐木清志編『「公民的資質」とは何か—社会科の過去・現在・未来を探る—』東洋館出版社、2016年
- ・子供のシティズンシップ教育研究会『社会形成科社会科論—批判主義社会科の継承と革新—』風間書房、2019年
- ・内藤圭太『単元を貫く「発問」でつくる中学校社会科新授業&評価』明治図書、2021年
- ・藤野敦・中島則夫・空健太・飯塚秀彦・磯山恭子編『高等学校 地理歴史科 公民科 必履修科目ガイド』2022年、学事出版
- ・渡部竜也『主権者教育論—学校カリキュラム・学力・教師』春風社、2019年